

宝塚市パークマネジメント計画等審議会 第4回審議会
概要資料

(1)今回の審議会について

本紙と合わせ、資料 2 をご参照ください。

- パークマネジメント計画（素案）の修正内容、街路樹管理計画の素案のうち本市の街路樹の管理状況及びその課題、街路樹管理の方向性（管理目標、基本方針、期待される効果）について審議いただく。

第 4 回審議会の構成・概要

【報告事項】

- ① 公園区計画の作成に向けたまちづくり協議会との調整状況
 - ・ モデル地区選定ならびに公園区計画に関するまちづくり協議会個別説明の実施概要と今後の対応方針案について報告を行う。

【審議事項】

- ② 「パークマネジメント計画」（素案）の修正内容 資料 3
 - ・ パークマネジメント計画の実施策、重点プロジェクト等の修正内容等についてご審議いただく。
- ③ 街路樹管理計画の素案 資料 4
 - ・ 街路樹管理計画（素案）における本市の街路樹の管理状況及びその課題、街路樹管理の方向性（管理目標、基本方針、期待される効果）についてご審議いただく。

【関連事項】

- ④ 都市計画公園見直しガイドライン素案の確認 資料 5
 - ・ 未整備の都市計画公園に係る見直しガイドライン（素案）における評価方法等についてご確認いただく。
- ⑤ シビックゾーン魅力向上に向けたサウンディング実施方針等の確認 資料 6
 - ・ サウンディングの公募資料（募集要項案等）、スケジュールなどについてご確認いただく。

(2)公園区計画の作成に向けたまちづくり協議会との調整状況

ア)概要

公園区計画の作成ならびにモデル地区における検証について、これまでにまちづくり協議会代表者交流会、各まちづくり協議会に対する個別説明を実施。

ただし、特にモデル地区における検証については、候補地区の選定方法を中心に十分理解を得られた状況にはなく、客観的なデータによる地区選定の継続は困難な見通しにある。他方で、一部地区は今後予定する地区別まちづくり計画の中間見直しにあわせ、公園区計画の作成に意欲を示している。

これらの状況から、モデル地区検証において想定していた計画作成の方法や進め方の見直しを行う。見直し案として、計画作成に意欲的な地区があることを踏まえ、①「モデル地区選定案」は取り下げ、「挙手性による公園区計画策定」を採用し、ご協力いただける地区から先行的に取り組みます。また、②公園区計画作成に当たる市で出来る取り組みを展開するほか、先行して行われる③計画作成の成果や留意点の取りまとめ等の取組が考えられる（注）。

注：これらの取組を行うことで、モデル地区検証で想定していた、見本となる公園区計画の作成、計画作成の成果や留意点の把握等が一定達成できることが見込まれる。

イ)これまでの経緯と今後の見通し

【これまでの経緯】

- 2024年9月11日 令和6年度第5回まちづくり協議会代表者交流会
モデル地区による公園区計画の先行検討について、地区選定の考え方や候補地区について説明を実施。選定の経緯や方法について異論が相次ぐ。
- 2024年11月10日～12月21日 各まちづくり協議会への個別説明（全20地区）
公園区計画の概要やモデル地区検証の考え方、地区選定の方法等について説明、質疑応答を実施。
- 2025年1月8日 令和6年度第7回まちづくり協議会代表者交流会
個別説明の実施概要やいただいたご意見について報告。取組の見直しを行うことを説明。

【今後の見通し】

- 2025年3月12日 令和6年度第9回まちづくり協議会代表者交流会
個別説明の実施概要やいただいたご意見を踏まえ、先行的に公園区計画作成に協力いただくまちづくり協議会の挙手制による募集と、計画作成の進め方、市の取り組みについて説明。
- 2025年5月に行われるまちづくり協議会代表者交流会
先行的に公園区計画作成に協力いただくまちづくり協議会の決定報告。
それ以降、挙手いただいたまちづくり協議会と協力し計画作成を実施（ワークショップ等）。そのほかのまちづくり協議会については、計画作成に関する情報提供等を実施。
- 2026年3月を目途に公園区計画を作成いただく。

(3)「パークマネジメント計画」(素案)の修正内容

本紙と合わせ、資料3をご参照ください。

ア)主な修正内容

第3回審議会の審議を受け、下記の項目を中心とする修正案を作成。

※昨年7月の第2回審議会までにご審議いただいた、計画の前半部分（計画の位置づけ、現状と課題の整理など）もあわせ、**計画全体の素案（修正稿）として整理**

○実施施策1「公園区計画の作成」について

- ・ 施策名を「公園区計画の作成と推進」に変更。
- ・ 施策内容について、他の実施施策と重複していた箇所を整理。施策名を「公園区計画の作成と推進」に変更

※赤字の部分が変更箇所（以下同）

| | 従前 | 修正案 |
|------|---|--|
| タイトル | 公園区計画の作成と推進 | 公園区計画の作成と 推進 |
| 内容 | <p>③公園区計画を踏まえた公園等の魅力向上・整備の推進</p> <p>・公園区計画に示される地域の考え方やニーズを踏まえ、公園等の魅力向上などにつながる事業の検討や実施に取り組みます。</p> <p>・本市全体の状況や市の予算などに応じた公園区計画に示される地域の考え方やニーズを踏まえ、公園等の整備・リニューアルの実施を検討します。</p> | <p>③公園区計画の推進</p> <p>・公園区計画に示される地域の考え方やニーズを踏まえ、公園等の魅力向上などにつながる事業の検討や実施に取り組みます。</p> |

○重点プロジェクトについて

公園区計画の作成と推進を着実に進めることに重点を置く考え方のもと、重点プロジェクトプロジェクトの構成内容を下記のものに変更。

| | 従前 | 修正案 |
|----|--|--|
| 内容 | <p>①公園利用ローカルルール作成の促進</p> <p>②公園区協議会（仮称）の設置促進・支援</p> <p>③地域における維持管理・利活用の促進や支援</p> <p>④公園区計画の実現に向けた公園等の整備・再整備の推進</p> <p>⑤円滑な市民協働の取組推進に向けた支援体制の充実</p> | <p>①公園区計画の作成</p> <p>②公園区協議会（仮称）の設置推進</p> <p>③公園区計画の推進</p> |

○こどもの意見の反映について

策定の趣旨、計画の位置づけ、基本目標、基本方針に、こどもを含め幅広い世代の多様な市民との協働に取り組むことを追記。

| | 従前 | 修正案 |
|---|--|---|
| 策定の趣旨 | この市民協働のまちづくりの方針を踏まえながら、上記の課題に対応するため、幅広い世代の市民ニーズに即した | この市民協働のまちづくりの方針を踏まえながら、上記の課題に対応するため、 こどもからお年寄りまで 幅広い世代の 多様な 市民ニーズに即した |
| 関連計画 | (記載なし) | 関連計画に” 宝塚市こども計画 たからっ 子「育み」プラン ”を追加 |
| 基本目標 ■上位計画等におけるまちづくり等の目標 | みどりの基本計画においても、市民、各種団体、民間事業者、行政のあらゆる主体との協働により、それぞれがやりたいことのできる理想のまちにおいて、宝塚市らしいみどりあふれるまちづくりを進めることを基本理念に、『みんなでつくる 花とみどりの夢舞台』をキャッチフレーズに設定 | みどりの基本計画においても、 こどもからお年寄りまで幅広い世代の多様な 市民、各種団体、民間事業者、行政のあらゆる主体との協働により、それぞれがやりたいことのできる理想のまちにおいて、宝塚市らしいみどりあふれるまちづくりを進めることを基本理念に、『みんなでつくる 花とみどりの夢舞台』をキャッチフレーズに設定 |
| 基本方針 (1) 公園づくりを通じた多様な主体との協働によるまちづくりの推進 | この考え方のもと、 こどもを含む 幅広い世代の多様な市民や各種団体、民間事業者などあらゆる主体との協働や連携を積極的に進める公園づくりの取組のなかで、 | この考え方のもと、 こどもからお年寄りまで 幅広い世代の多様な市民や各種団体、民間事業者などあらゆる主体との協働や連携を積極的に進める公園づくりの取組のなかで、 |

イ)主な論点

○重点プロジェクトについて

- ・ 重点プロジェクトは下記の事由、考え方等を踏まえ、公園区計画の作成に関する取組で構成する修正案を作成しているが、その是非はどのように考えられるか。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点プロジェクトの構成については、第3回審議会において、施策内容1に絞る等の考え方を提示いただいている。 ・ これまでのまちづくり協議会との調整経過から、地域の実情や意向を踏まえた計画作成や地域連携の重要性が示されている。 ・ 重点プロジェクトは、まずは公園区計画の作成を着実に進めることを念頭に、公園区計画の作成そのものに関する項目で構成する。 |
|---|

(4)街路樹管理計画の素案

本紙と合わせ、資料4をご参照ください。

ア)計画策定の背景・目的

《計画策定の背景》

- ・ 街路樹の機能・役割、街路樹整備の経過（高度経済成長期以降の設置）
- ・ 設置後の時間経過に伴う種々の課題の拡大（大木化・老木化等）
- ・ 本市の社会情勢や財政状況等から、持続可能で効率的な維持管理が必要

《目的》

安全・安心な道路づくり、良好な都市景観の創出、より効果的な維持管理を目指すことを目的に、街路樹管理計画を策定する。

イ)公園区計画等との連携

街路樹管理計画では、本市全体ならびに地域の公園等におけるみどりのあり方と整合をとりつつ、宝塚市全体の街路樹のあり方を踏まえ、地域や路線等の特性に対応した街路樹のあり方について検討を行うことが重要。

ウ)検討の視点

街路樹が植栽されている個々の道路空間の特性やシンボル路線等の各路線の位置づけを踏まえ、それら特性や位置づけに対応した整備・管理を行うことを基本とする。

ただし、その際、各路線（または路線を区分する各ブロック）と関連する公園区計画において、公園等と街路樹のあり方の双方の要素を踏まえた検討を行うことが重要となる。

地域の実情に対応する視点では、土地利用が密でみどりの量が少ない地域においては、街路樹は地域の貴重なみどりであり、その重要性を踏まえた整備・管理を行うことが望ましい。

公園区計画の検討に対応する視点では、地域と本市の参加する公園区協議会（仮称）において、市全体の街路樹管理等の基本的な方針を踏まえ、地域の公園等や街路樹のあり方を検討する。

エ)街路樹現況調査

●現況調査の目的と方法

宝塚市が継続的に高木の剪定管理を実施する市道 40 路線の中から、単木のみ 2 路線を除外した 38 路線を対象に、各路線 10 本（標準）を選定し、高木 1 本毎に図 3-3 の樹木点検項目を調査、その結果を机上作業で定量分析を行い、健全度、精密診断の必要性、剪定処置の必要性等の判定を行う。

●調査結果

※調査結果の具体的な内容については、資料 4 の pp14～28 をご参照。

オ)本市街路樹における問題

街路樹管理計画の検討では、道路交通や歩行者への影響、景観や環境への影響、維持管理費の問題等に対応することが重要になる。

●道路交通や歩行者への影響

- ①狭小な歩道幅員
- ②根上がり、舗装クラックの発生
- ③落枝発生の危険性
- ④植栽の過密化

●景観や環境への影響

- ①強剪定による景観悪化

●維持管理費の問題

カ)街路樹管理計画

<街路樹管理の方向性>

●目標

道路空間の安全性を確保し、魅力があり、歩きたくなる歩行空間を提供している街路樹を将来にわたり育生・継承していくこと。

●基本方針

街路樹管理計画では、この「目標」を達成するため、市域全体のみどりのあり方と整合をとり、宝塚市全体の街路樹のあり方を踏まえ、地域や路線等の特性に対応した街路樹のあり方についての検討を行い、基本方針を設定する。

目標を達成するためには、維持管理の質を担保し、アセットマネジメント（下段注釈参照）に基づく街路樹の更新を行っていく必要がある。

しかし、少子高齢化に伴う歳入減や、街路樹の生長に伴う維持管理コストの増など、現状の維持管理を続けていくことが困難な状況が予想される。

そのため、総量規制を行うことで維持管理の質を担保し、選択と集中を行うことで“植木のまち宝塚”にふさわしい維持管理を行っていくことを基本的な考え方とし、基本方針を次のとおり設定し、その実現にむけた課題解決施策を検討する。

【基本方針】

- ① 安全で安心な道路づくり
- ② 宝塚市の魅力向上に資する良好な都市景観形成
- ③ 効果的な維持管理の実施
- ④ 公園区計画との連携による街路樹の適正化
- ⑤ 街路樹を通じた市民コミュニティ醸成

※本方針の実現に向けた課題解決方策については、資料4のp41以降をご参照。

(5)都市計画公園見直しガイドライン素案の確認

本紙と合わせ、資料5をご参照ください。

ア)ガイドラインの位置づけ

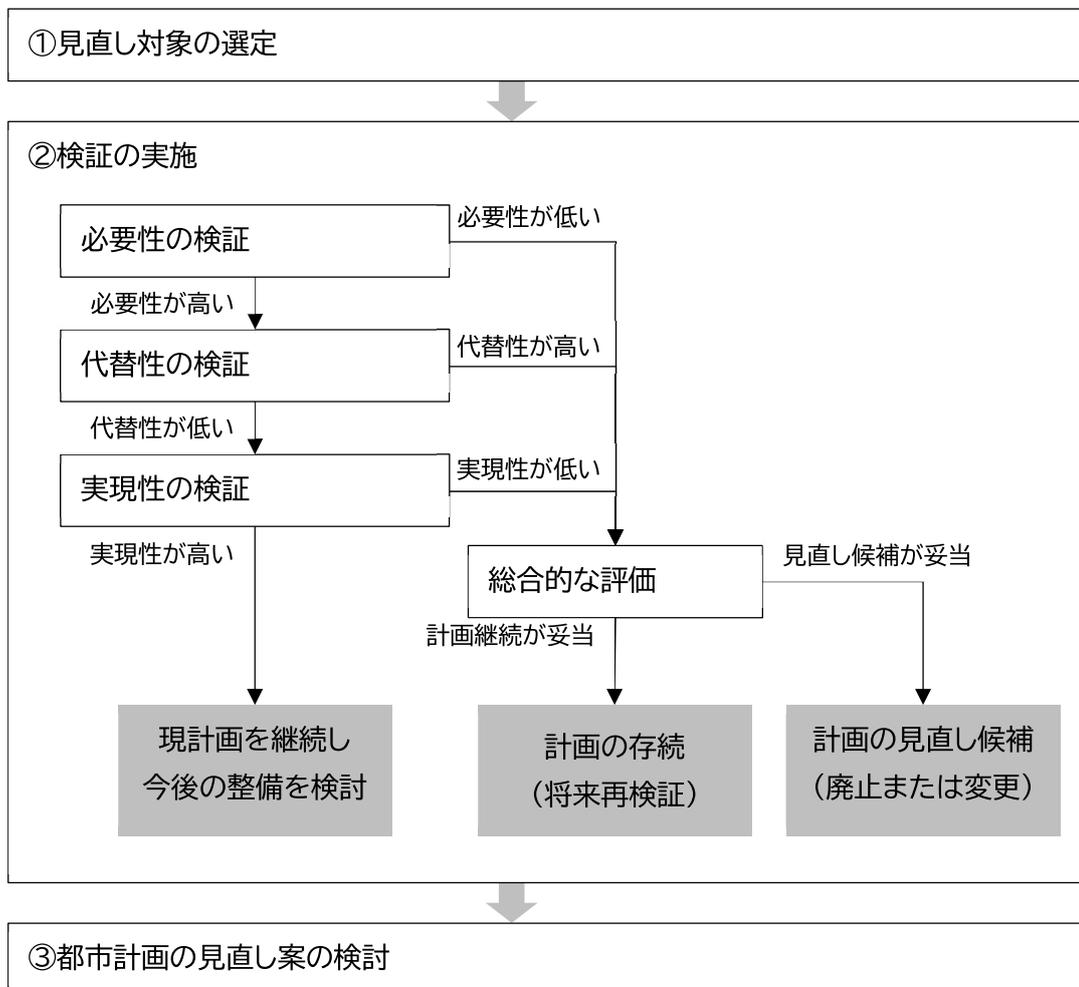
「宝塚市みどりの基本計画」にもとづき、また、平成25年8月に兵庫県が策定した「都市計画公園・緑地（市町決定）の検証に関する基本的な考え方」を踏まえたもの。

イ)見直しの進め方

対象公園の検証は、必要性、代替性、実現性についておこなう。そのうえで、必要性が低い等の評価が行われたものについては、総合的な評価をおこない、計画見直しの候補とするか、計画を存続するか決定する。

なお、各視点における検証は、各視点に対応し評価項目を定め、評価点方式で実施（評価点の合計が基準を満たせば、必要性等があると判定）。

都市計画公園の見直しの流れ（都市計画の見直し案の検討まで※）



※③都市計画の見直し案の検討後、地域との合意形成、都市計画見直し案の決定等を実施。

ウ) 検証の方法

検証に当たっては、住区基幹公園など「身近な公園」と、都市基幹公園など「その他の公園」に大別し、それぞれ検証をおこなうこととします。

※検証の具体的な方法については、資料5のpp9～11をご参照。

身近な公園とその他の公園の検証方法

| | |
|--------|---|
| 身近な公園 | 住区基幹公園のほか、住区基幹公園以外の公園で地区公園の標準面積よりも小規模な公園は、身近な公園と位置づけます。身近な公園は、地域に一定以上配置されるべきものであり、周辺の公園緑地や類似する施設の配置や総量など客観的な評価項目にもとづく判定を実施。 |
| その他の公園 | 身近な公園以外はその他の公園と位置づけます。その他の公園は、市民全体の多様なニーズに対応した、広域的な利用も見込まれる施設であり、公園ごとの目的や機能、特性も異なるため、一律に検証することは適切でないと判断し、個別に検証を実施。 |

参考「都市公園の種別」

| 種類 | 種別 | 内容 |
|--------|------|---|
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 |
| | 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。 |
| | 地区公園 | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。 |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。 |
| | 運動公園 | 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。 |
| 特殊公園 | | 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。 |
| 都市緑地 | | 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む） |
| 緑道 | | 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を行うことを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。 |

(6)シビックゾーン魅力向上に向けたサウンディング実施方針等の確認

本紙と合わせ、資料6をご参照ください。

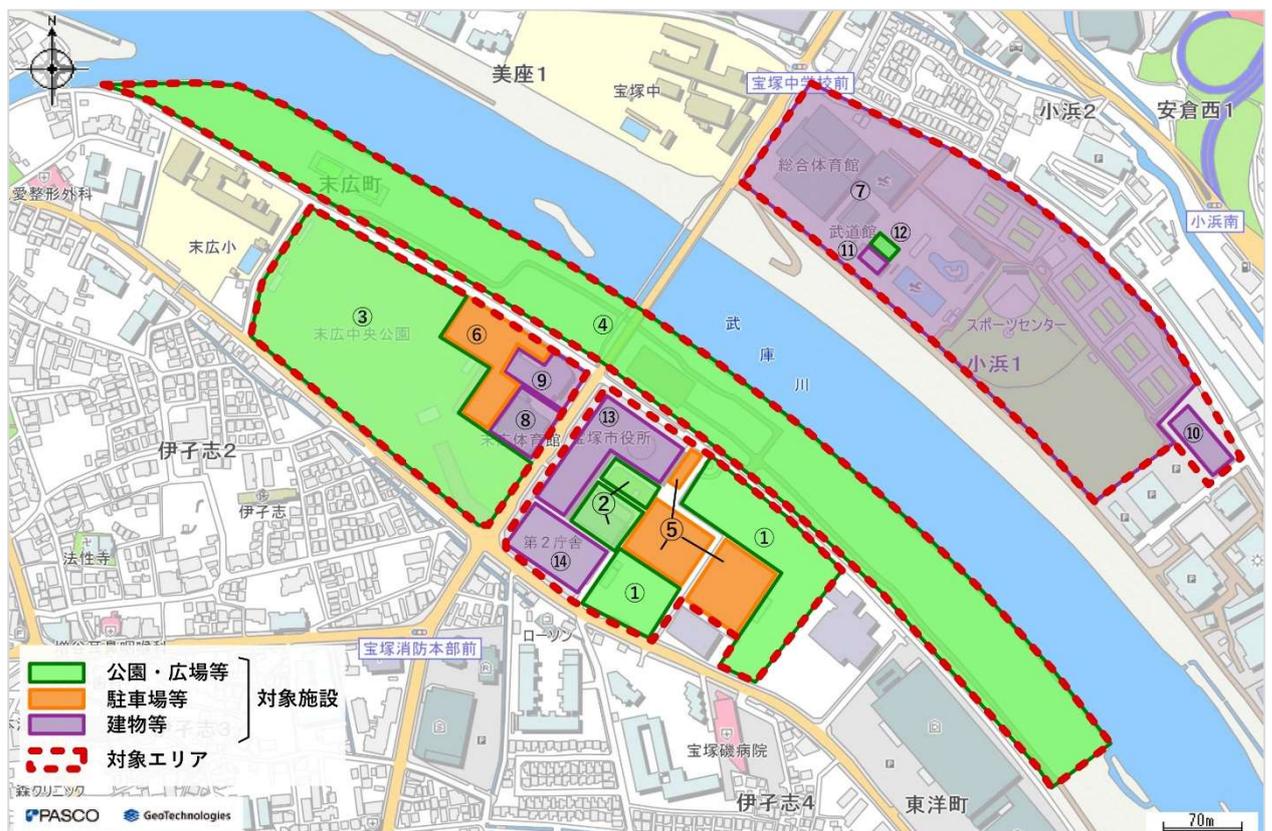
ア)調査の目的

- シビックゾーン（市役所をはじめとする公共公益機能や健康・スポーツ機能が集積している市役所を中心とする一帯）のにぎわい、市民の暮らしをサポートする場として活性化を図るべく、民間活力導入による一体的な利活用を検討しています。
- 民間事業者や NPO 法人、自治体等の任意団体、それらで構成するグループ等（個人以外）を対象に対話を通じた意見交換を行います。
- シビックゾーンの魅力向上に向けた様々なアイデアや意見等をお聞きし、シビックゾーン内の対象施設の包括管理・指定管理、新たなハード整備も含めた公民連携事業の可能性の確認や、今後の事業者公募に向けた条件整理のために実施します。

イ)対象施設

対象施設は宝塚新大橋付近の武庫川兩岸に位置する下記に示す公共施設とします。

対象施設位置図



対象施設一覧

| 記号 | 施設名 | 所管課 |
|----|-----------------------------------|-----------|
| ① | 市役所前ひろば | 公園河川課 |
| ② | 中庭ひろばと市役所ロータリー | 管財課 |
| ③ | 末広中央公園 | 公園河川課 |
| ④ | 武庫川河川敷緑地 | 公園河川課 |
| ⑤ | 市役所内駐車場（市立駐車場 A）と市役所公用車駐車場と市役所駐輪場 | 管財課 |
| ⑥ | 末広中央公園駐車場（市立駐車場 B） | 公園河川課 |
| ⑦ | 市立スポーツセンター | スポーツ振興課 |
| ⑧ | 末広体育館 | スポーツ振興課 |
| ⑨ | 中央公民館（東公民館、西公民館含む） | 社会教育課 |
| ⑩ | 教育総合センター | 教育研究課・支援課 |
| ⑪ | 教育総合センター分室 1 | 教育研究課・支援課 |
| ⑫ | 教育総合センター分室 1 グラウンド | 教育研究課・支援課 |
| ⑬ | 市役所庁舎 | 管財課 |
| ⑭ | 市役所第 2 庁舎 | 管財課 |

ウ)今後のスケジュール(予定)

《要目》

- 3～7月 サウンディング開催
- 8月下旬 結果概要の公表
- 9月以降、サウンディングを受けた「あり方」検討

今後のスケジュール（予定）

